

藤里町障害者計画（第4次）

“障害のある人も ない人も
共に生きる”

令和7年3月

藤 里 町

はじめに

本町では、平成10年3月に「藤里町障害者計画」を策定し、その後、平成23年3月に「藤里町障害者計画（第2次）」を、令和2年3月には「藤里町障害者計画（第3次）」を策定し、「障害のある人もない人も共に生きる」を基本理念に障害者施策を推進してまいりました。

この間、障害のある人を取り巻く状況はめまぐるしく変動しており、障害者と障害者を支える家族の高齢化、特別な支援が必要な子どもの増加、一人暮らし世帯の増加などによりニーズも多様化し、新たな対応が必要となってきました。

こうした状況や新たな課題を踏まえ、本町における障害者のための施策に関する基本的な計画として、「藤里町障害者計画（第4次）」を策定いたしました。

今回策定した計画は、「藤里町障害者計画（第3次）」の基本理念及び目標を継承しており、障害のある人もない人も住み慣れた地域や家庭で自立し、生きがいを持って元気に生活できるようなまちを目指し実現していくことを目標としています。

計画を推進するためには、地域との連携や協働がより不可欠と考えていますので、関係者や地域・町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご指導を賜りました障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、障害者関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

藤里町長 佐々木 文 明

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	策定の趣旨	1
2	基本理念及び目標	3
3	計画の期間	3
4	政策の重点課題	4
第2章	障害者の現状	5
1	人口の推移	5
2	障害者の状況	6
	（1）身体障害児者の現状	6
	（2）知的障害児者の現状	8
	（3）精神障害者の現状	10
3	福祉施設の利用状況	12
4	障害者手当等の受給状況	13
	（1）特別児童扶養手当の受給状況	13
	（2）特別障害者・障害児福祉手当等の受給状況	13
第3章	施策の方向	14
1	障害への理解促進	14
2	バリアフリー社会の推進	15
3	情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実	16
4	防災・防犯対策	17
5	障害福祉サービスの充実	18
6	保健・医療等の推進	22
7	社会的・経済的自立の支援	23
8	文化芸術及びスポーツ活動等	24
第4章	計画の推進体制	25
1	町民の理解と協力のもとに	25
2	関係機関との連携	25
3	計画の進歩管理	25
第5章	資料編	26
1	藤里町障害福祉計画（第7期）の障害福祉サービス見込量	26
2	各種障害者手帳で受けられる主なサービス	28
3	用語解説	29
4	藤里町障害者計画策定委員会委員名簿	31

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年8月、わが国では「障害者基本法」が改正され、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改められました。

また、平成28年4月に障害者差別解消法の施行、同年5月には成年後見制度利用促進法の施行、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法の公布が行われるなど、制度が変化していく中で、障害者施策は着実に整備されてきました。

本町では、平成10年3月（平成9年度）の「藤里町障害者計画」の策定をはじめとし、平成22年度には新計画として障害者のための施策に関する基本的な計画「藤里町障害者計画（第2次・平成22～令和元年度）」の策定、令和2年度には「第3期（令和2～6年度）」計画を策定してきました。

また、平成18年度には、障害者自立支援法に基づく「藤里町障害福祉計画（第1期）」を策定し、その後、「第2期（平成21～23年度）」、「第3期（平成24～26年度）」、「第4期（平成27～29年度）」計画を策定してきました。さらに、「第5期（平成30～令和2年度）」からは、児童福祉法の改正により、平成30年度から策定が義務づけられた藤里町障害児福祉計画を、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、一体のものとして策定し、その後、「第6期（令和3～5年度）」、「第7期（令和6～8年度）」と、障害者の福祉施策の充実に努めてきたところです。

この度、藤里町障害者計画の計画期間が令和6年度をもって終了することに伴い、新たに「藤里町障害者計画（第4次・令和7～11年度）」を策定するものでありますが、障害福祉の制度の変化に対応するとともに、障害のある人の多様化するニーズを的確にとらえ、それぞれに応えていく必要があることから、本町における障害のある人の状況等も踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するものです。

世界	国	秋田県	藤里町
国際障害者年（S56）	障害者対策に関する長期計画（S57年3月策定）	秋田県障害者対策長期行動計画（S57年度策定）	
国連・障害者の十年（S58～H4）	障害者対策に関する新長期計画（H5～14年度）	秋田県障害者対策新長期行動計画（H5～12年度）	
アジア太平洋障害者の十年（H5～14）	障害者プラン（H8～14年度）	あきた2010チャレンジ・プラン（H13～22年度）	藤里町障害者計画（H9～14年度）
第2次アジア太平洋障害者の十年（H15～24）	障害者基本計画（H15～24年度）	あきた2010チャレンジ・プラン改定版（第1期秋田県障害福祉計画H18～22年度）	藤里町障害福祉計画（第1期）（H18～20年度）
	新障害者プラン（H15～19年度）		
	障害者自立支援法（H17制定）	あきた2010チャレンジ・プラン改定版別冊（第2期秋田県障害福祉計画H20～23年度）	藤里町障害福祉計画（第2期）（H21～23年度）
	新障害者プラン（H20～24年度）		
	障害者基本法の一部改正（H23施行）		藤里町障害者計画（第2次）（H22～R元年度）
	障害者虐待防止法（H24施行）	秋田県障害者計画改定版（第3期秋田県障害福祉計画H24～26年度）	藤里町障害福祉計画（第3期）（H24～26年度）
	障害者総合支援法		
	障害者優先調達推進法（H25施行）	秋田県障害者計画改定版（第4期秋田県障害福祉計画H27～29年度）	藤里町障害福祉計画（第4期）（H27～29年度）
第3次アジア太平洋障害者の十年（H25～R4）	第3次障害者基本計画（H25～29年度）	秋田県障害者計画改定版（第5期秋田県障害福祉計画・第1期障害児福祉計画H30～R2年度）	藤里町障害福祉計画（第5期）（H30～R2年度）
	障害者差別解消法（H28施行）		藤里町障害者計画（第3次）（R2～6年度）
	第4次障害者基本計画（H30～R4年度）	秋田県障害者計画改定版（第6期秋田県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画R3～5年度）	藤里町障害福祉計画（第6期）（R3～5年度）
第4次アジア太平洋障害者の十年（R5～12）	第5次障害者基本計画（R5～9年度）	第2次秋田県障害者計画（R3～8年度）	
		第7期秋田県障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画（R6～8年度）	藤里町障害福祉計画（第7期）（R6～8年度）

2 基本理念及び目標

本町はこれまでも、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

障害のある人が、これからも住み慣れた地域で暮らしていけるように、各種制度や福祉サービスが気軽に安心して利用できる環境の充実が求められています。

本計画では、障害者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方のもと、障害のある人もない人もすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限に発揮し住み慣れた地域や家庭で自立し、生きがいを持って元気に生活できるようなまちを目指し実現していくことを目標とします。

～国の「第5次障害者基本計画」（令和5年3月）の概要（抜粋）～

◎基本理念

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

◎基本的方向

1. 誰もが共生する社会
2. 安全・安心な生活環境
3. 障害福祉サービスと保健・医療
4. 社会参加と自立

3 計画の期間

藤里町障害者計画（第4次）の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの期間とします。国の障害者基本計画の最終年度は令和9年度までとなっており、今後、大きな見直しが予想されることから、法令・関連制度や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 施策の重点課題

「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を基本として、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に生き、健康でいきいきと活動ができ、安心して生活していける町を実現するため、次の8つを重点課題とし町民と一体となって施策を展開していきます。

【重点課題】

【 施 策 】

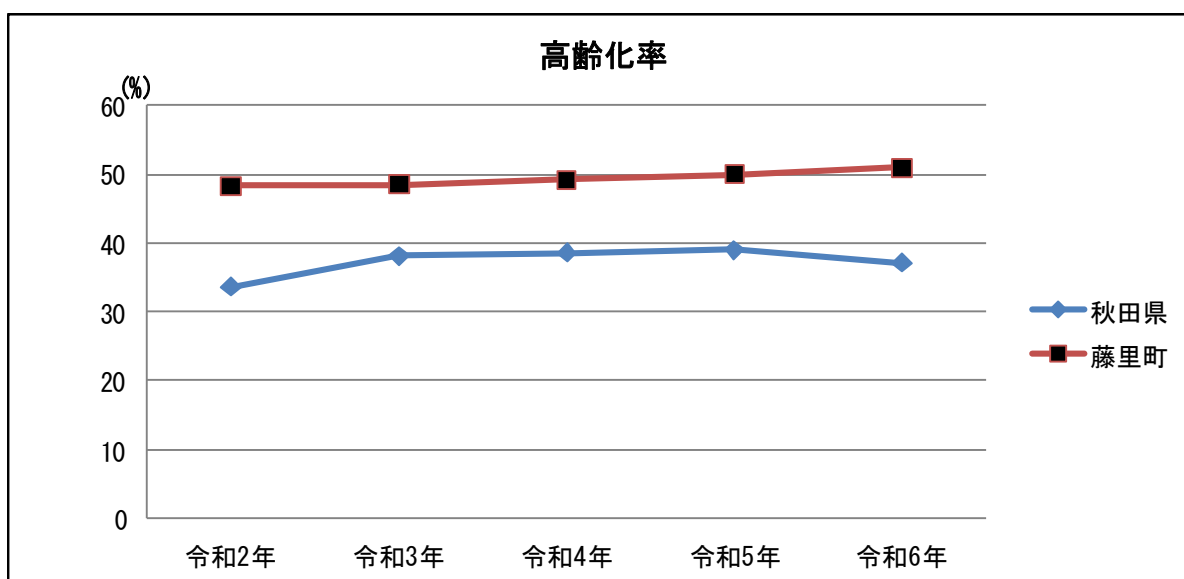
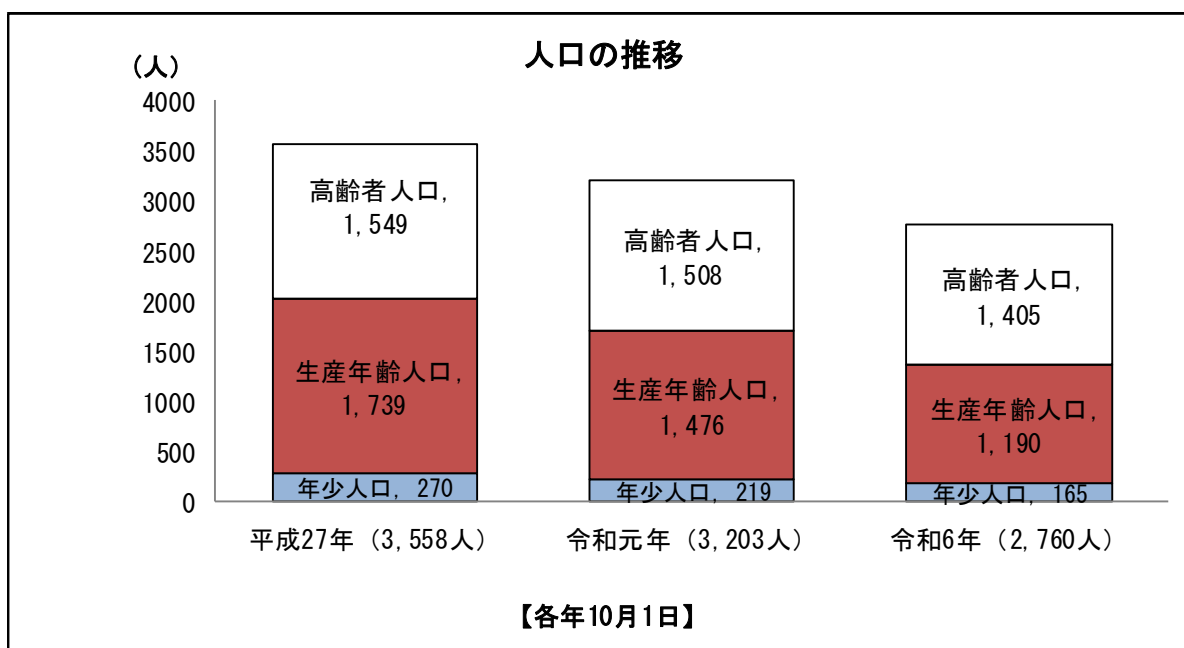
1 障害への理解促進	<ul style="list-style-type: none">・子どもへの理解促進・普及啓発・教育人材の充実・ボランティア・NPO活動の促進及び人材の育成
2 バリアフリー社会の推進	<ul style="list-style-type: none">・障害者に配慮したまちづくり・心のバリアフリー
3 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・情報アクセシビリティの充実・意思疎通支援の充実
4 防災・防犯対策	<ul style="list-style-type: none">・防災対策・防犯対策
5 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・相談体制の充実・地域移行支援、在宅サービス等の充実・障害児・医療的ケア児の療育支援・障害の重度化・障害者の高齢化等への対応・福祉用具等の利用支援・権利擁護の推進・虐待の防止・差別の解消
6 保健・医療等の推進	<ul style="list-style-type: none">・保健・医療サービス等の充実・精神保健福祉対策・発達障害への対応・難病等への対応
7 社会的・経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none">・総合的な就労支援・経済的自立の支援・障害のある人の家庭への支援
8 文化芸術及びスポーツ活動等	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術・レクリエーション活動の推進・スポーツ活動の推進・障害を通じた多様な学習活動の充実

第2章 障害者の現状

1 人口の推移

令和6年度における本町の総人口は、2,760人となっています。

人口構成をみると年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、全体の人口は減少しているにもかかわらず高齢者人口は、ほぼ横ばいであり、少子高齢化の進行がうかがえます。



【資料】国勢調査・住民基本台帳

2 障害者の状況

令和5年度における本町の障害者手帳所持者の総数は、260人で、このうち身体障害児者が184人、知的障害児者が43人、精神障害者が33人となっています。

近年は、障害の重度化や高齢化が進むとともに、障害の種類についても多様化してきています。

(1) 身体障害児者の現状

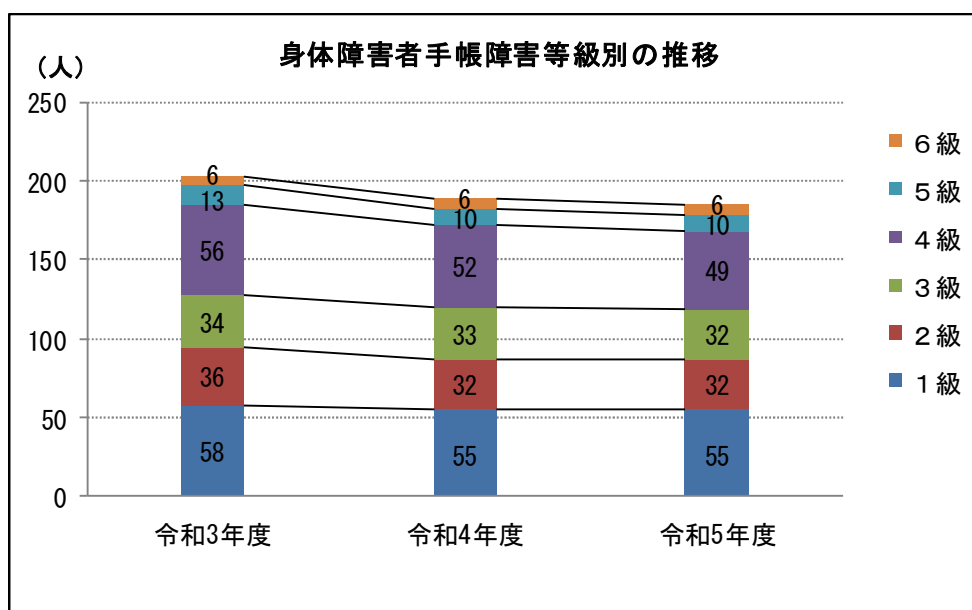
本町の身体障害者手帳所持者数は少しずつ減少傾向にあり、令和6年4月1日において184人です。

障害等級別では、1級所持者が最も多く1級と2級の重度の人が全体の5割近くを占め、年齢階層別にみると60歳以上の人が8割以上を占めており、障害の重度化、高齢化が進んでいます。

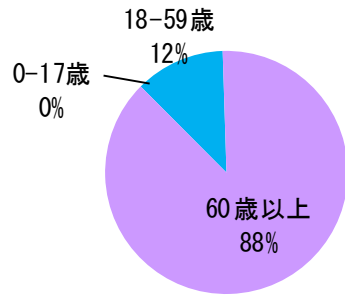
身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	年代内訳		
				0-17歳	18-59歳	60歳以上
1級	58	55	55	0	11	44
2級	36	32	32	0	4	28
3級	34	33	32	0	1	31
4級	56	52	49	0	5	44
5級	13	10	10	0	0	10
6級	6	6	6	0	1	5
計	203	188	184	0	22	162

(各年度末現在：秋田県身体障害者基礎調査)



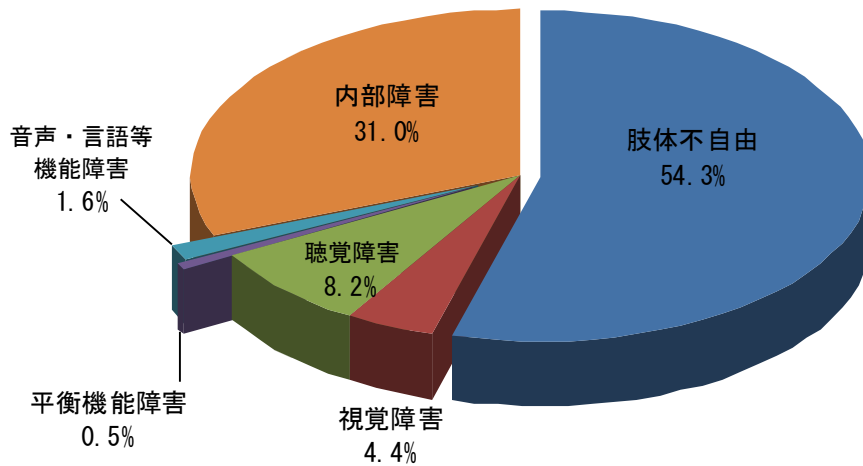
身体障害者手帳年代別構成比（令和5年度）



身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
肢体不自由	20	23	19	27	9	2	100	54.3%
視覚障害	1	3	0	2	1	1	8	4.4%
聴覚障害	1	3	3	5	0	3	15	8.2%
平衡機能障害	0	0	1	0	0		1	0.5%
音声・言語等機能障害	0	0	1	2			3	1.6%
内部障害	33	3	8	13			57	31%
心臓機能障害	23	3	7	1			34	59.7%
じん臓機能障害	10	0	0	0			10	17.5%
呼吸器機能障害	0	0	1	1			2	3.5%
膀胱機能障害	0	0	0	10			10	17.5%
小腸機能障害	0	0	0	0			0	0%
免疫機能障害	0	0	0	0			0	0%
肝臓機能障害	0	0	0	1			1	1.8%
計	55	32	32	49	10	6	184	

身体障害者手帳障害種別構成比（令和5年度）



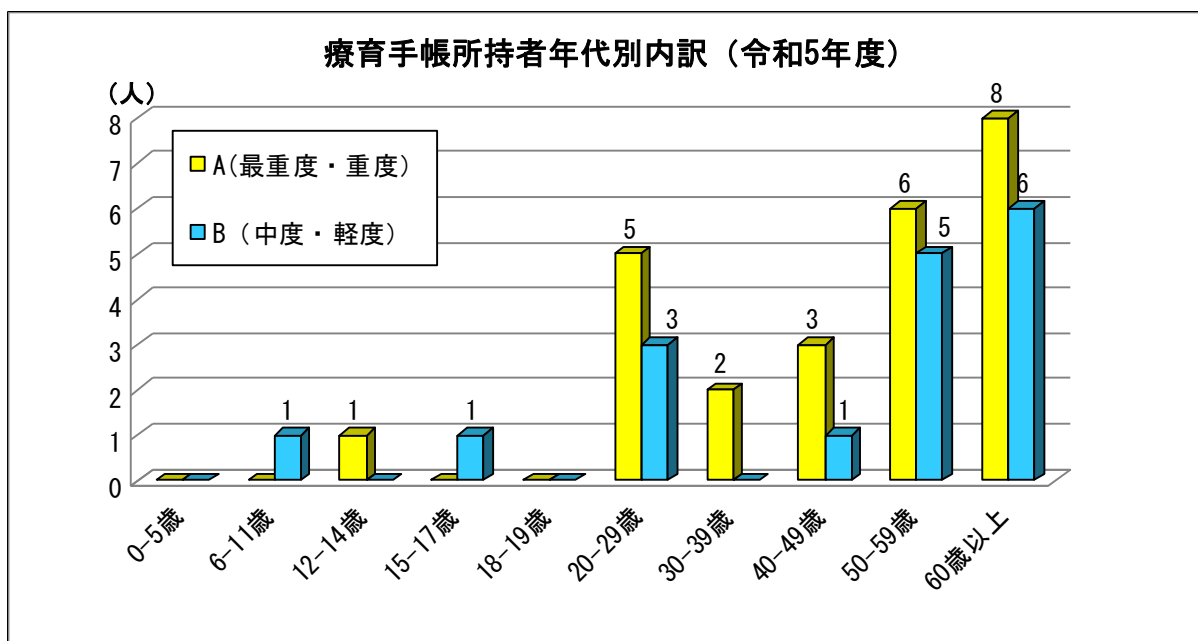
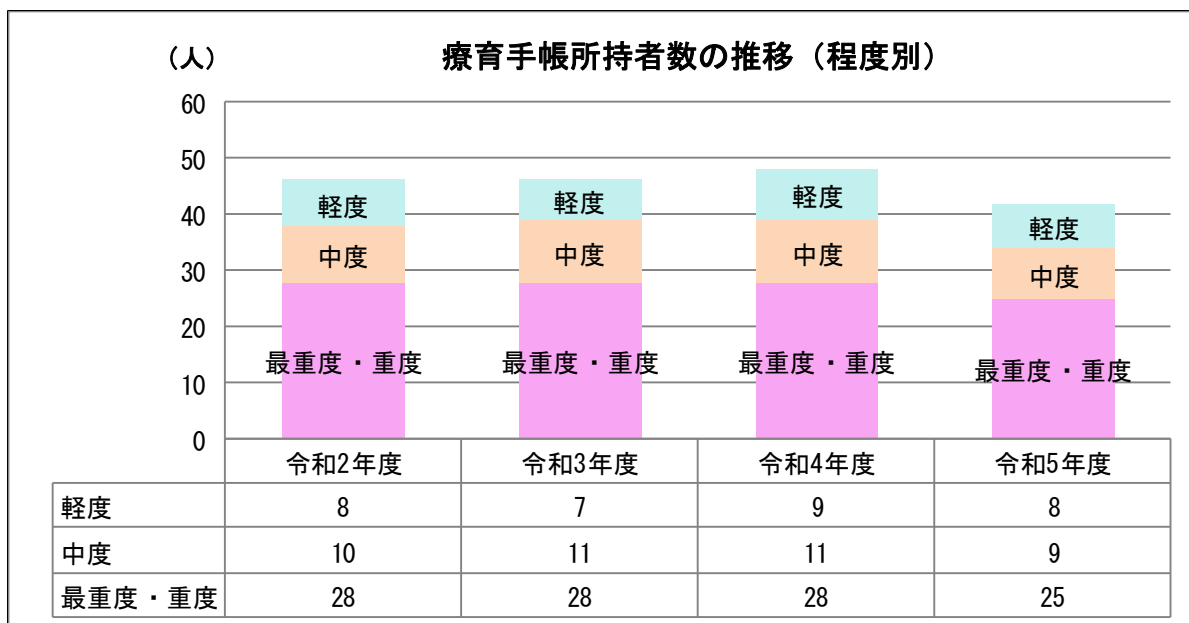
【資料】秋田県身体障害者基礎調査

(2) 知的障害児者の現状

本町の知的障害者（療育手帳所持者）の数は、令和6年4月1日において42人です。障害程度別では、重度・最重度の人が25人で半数以上を占めています。

また、軽度の人は8人、中度の人は9人で、平成31年度と比較すると、それぞれの等級において減少しています。

年齢階層別では、18歳未満が3人、18歳以上が39人となっています。また、60歳以上の人は30%以上を占めており高齢化が進んでいます。



資料：秋田県知的障害児（者）現況調査

在宅・施設利用別にみた知的障害児者数

	在宅	施設利用者	合計
令和3年度	15 (4)	31 (0)	46 (4)
	32.6 (100)	67.4 (0)	100 (100)
令和4年度	15 (3)	29 (0)	44 (3)
	34.1 (100)	65.9 (0)	100 (100)
令和5年度	13 (3)	29 (0)	42 (3)
	31 (100)	69.0 (0)	100 (100)

(上段：人、下段：%)
()内は児童を再掲

※施設利用者には、入所者に加え通所施設等の利用者を含む。

資料：秋田県知的障害児（者）現況調査

“知的障害”って？

知的障害についての明確な定義は、法律にはありません。「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされ、次の3点に該当する場合に知的障害にあるとされています。

- ①標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの
- ②適応行動の障害
(日常生活や社会的な適応行動に障害があり、援助者を必要とする状態)
- ③知的機能が低いことになった原因が18歳までにある
(高齢者の認知症などと区別するため)

※秋田県では、児童相談所または子ども・女性・障害者相談センターで判定を行っています。

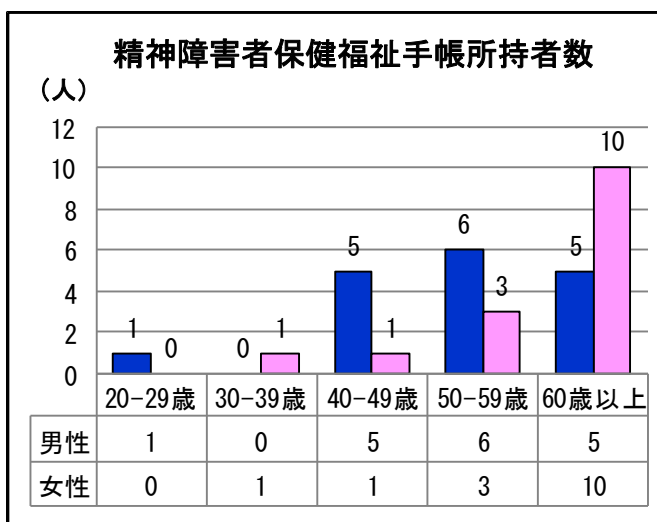
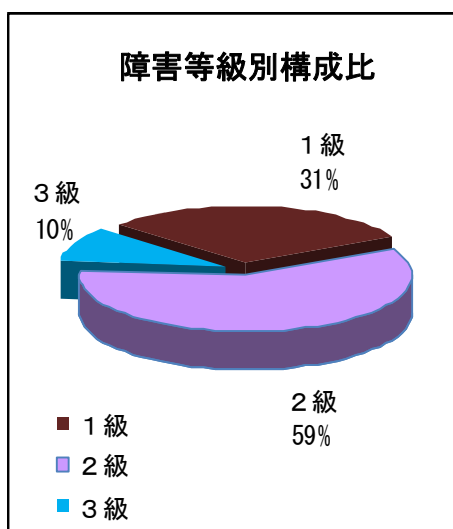
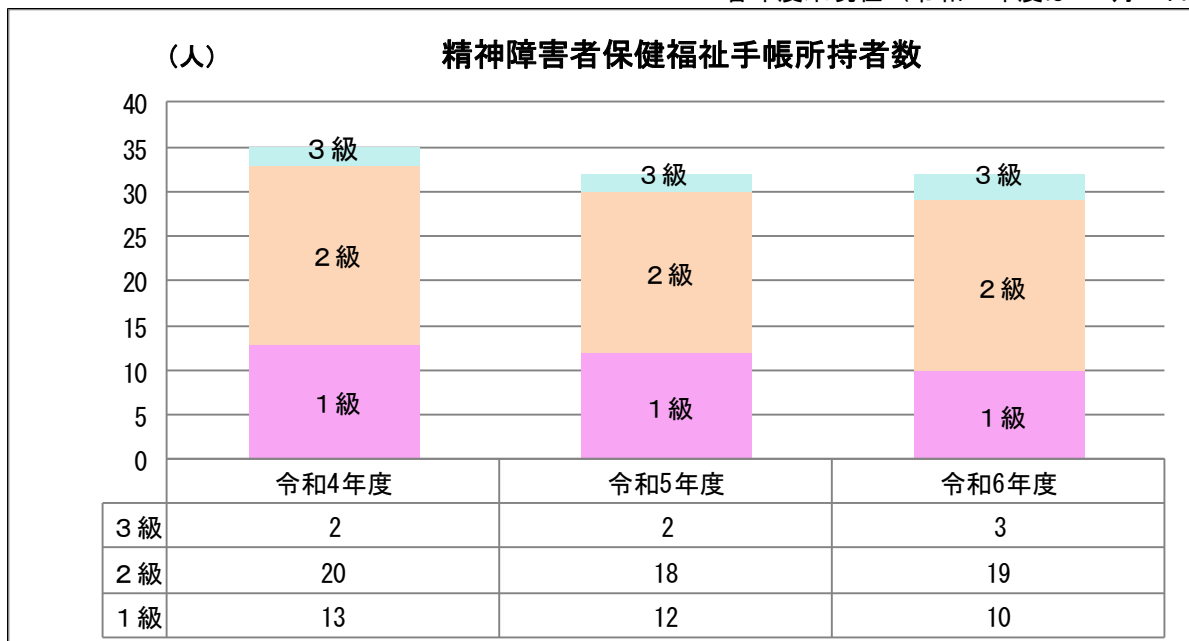
※発達期には、個人差があります。

(3) 精神障害者の現状

①精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、令和6年4月1日において33人です。障害等級別では、1級が10人、2級が19人、3級が3人と2級所持者が最も多く、全体の約57.5%を占めています。

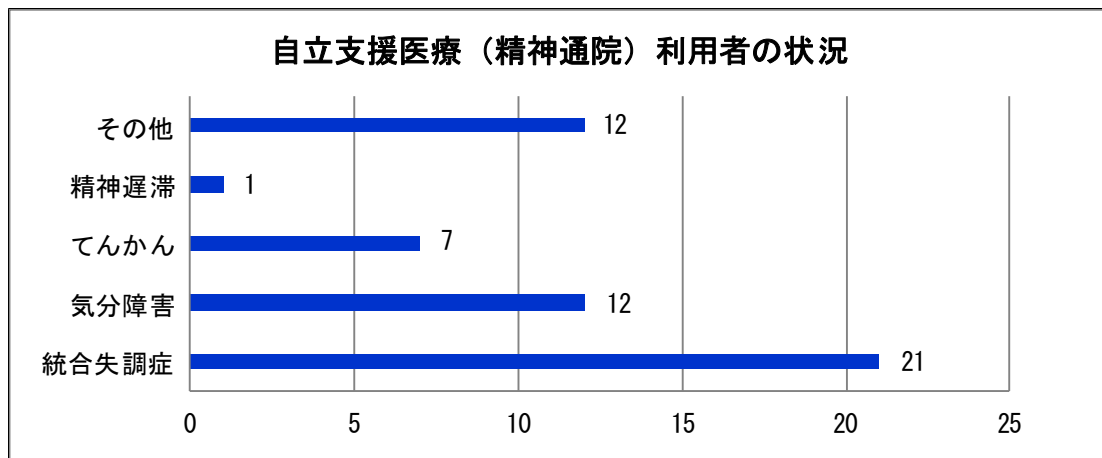
各年度末現在（令和6年度は12月1日）



②自立支援医療（精神通院）利用者の状況

通院医療費公費負担制度の利用者は、年々増加傾向にあり、令和6年度では53人（令和6年12月現在）となっています。

利用者の疾病状況では、統合失調症の人が21人と全体の約4割を占めており、次いでうつ病などの気分障害とその他が多くなっています。



③発達障害児者の状況

秋田県教育庁の平成21年の調査では、発達障害やその疑い等のため、学習面や行動面で特別な支援が必要な児童生徒が、県内の小中学校で2,055人おり全児童・生徒に占める割合は、2.5%となっています。また、公立高等学校における同様の調査（平成23年度実施）の結果は321人（1.2%）となっています。

本町において令和6年度の藤里学園における特別支援学級数は4となっています。

こうした状況下で、幼少期から成人期までのライフステージに応じた支援や相談対応、本人・家族支援等の事業を効果的に実施していくことが重要となっています。

“発達障害”って？

発達障害者支援法の定義で例示されている障害は多岐にわたり、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとしています。例示されている主な障害は次のとおりです。

- ①自閉スペクトラム症（こだわりが強い、コミュニケーションが難しい、感覚が過敏）
- ②注意欠如多動性障害（集中できない、じっとしてられない、忘れっぽい）
- ③学習障害（特定の能力（読み、書き、計算など）が習得しにくい）

3 福祉施設の利用状況

令和6年12月において障害児・者の福祉サービスの利用状況は次のとおりとなっています(複数のサービスを利用している方については、主な施設に計上しています。)

【施設の利用状況】

	施設名	所在地	利用者数
身体障害・知的障害・精神障害児・者施設	障害者支援施設 桐ヶ丘	井川町	2
	大日寮	三種町	4
	厚生園	北秋田市	1
	愛生園	北秋田市	2
	吉野更生園	北秋田市	1
	竹生寮	秋田市	1
	若美荘	男鹿市	2
	更望園	小坂町	1
	矢立育成園	大館市	1
	虹のいえ	藤里町	4
	ふじこと(虹の会)	藤里町	1
	どんぐりハウス(虹の会)	藤里町	1
	ニツ井めぐみホーム(ニツ井めぐみ会)	能代市	4
	りぼん障がい者グループホーム(ドリームホープなかよし)	能代市	1
グループホームPAL(あきた福祉研究所)	能代市	2	
居宅介護(藤里町社会福祉協議会他)	藤里町他	12	
生活介護(虹のいえ)	藤里町	4	
就労継続支援(A型)(りぼん)	能代市	1	
就労継続支援(B型)(藤里町社会福祉協議会他)	藤里町他	13	
自立訓練(藤里町社会福祉協議会)	藤里町	2	
放課後等デイサービス(地域生活支援センター、サンすまいる・しののめ)	能代市	2	
児童発達支援(地域生活支援センター)	能代市	1	

4 障害者手当等の受給状況

(1) 特別児童扶養手当の受給状況

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けることができるのは、身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人です。

ただし、児童が施設に入所しているとき、父母または養育者の所得が限度額を超えるときは受けられません。

【特別児童扶養手当の受給状況】 (令和6年12月末)

	1級	2級	合計
受給者数	1	1	2

(2) 特別障害者・障害児福祉手当等の受給状況

特別障害者手当は、20歳以上で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給されます。障害児福祉手当は、20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給されます。経過的福祉手当は、昭和61年3月以前に福祉手当の受給者であった者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない方を対象とし、現在は新規認定を行っておりません。

【特別障害者手当等の受給状況】 (令和6年12月末)

	特別障害者等手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	合計
受給者数	3	1	0	4

第3章 施策の方向

1 障害への理解促進

(1) 子どもへの理解促進

障害のある人が豊かで充実した生活を送るためには、障害のある本人への支援だけでなく、周囲の人が障害に対する理解を深めていくことがとても重要です。

障害のある子どもとない子どもが共に学び、ふれあう機会を設け、児童生徒同士の心理的バリアの解消を図り、子ども世代から障害への理解を促進します。

(2) 普及啓発

内部障害や発達障害、義足や人工関節を使用している方など、援助を必要としていることが外見からは分からない方などが利用する「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及を促進します。

また、一般向けの出前講座等を通して、障害や障害のある人に対する知識を少しでも深めていくことで、障害のある人が困っている場面でどうしたらいいか分からず行動が起こせないということがないよう努めます。

(3) 教育人材の充実

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において専門性の高い教育を充実させていく必要があります。障害者における各種研修会等の受講や関係機関との連携を通して、専門性のある知識を深め、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を推進していくよう努めます。

(4) ボランティア・NPO活動の促進及び人材の育成

藤里町ボランティア連絡協議会やNPO団体と連携しながら、各ボランティア団体等の交流や情報交換を促進するなど、ボランティア活動の活性化に向けた支援と関係団体間のネットワーク化を促進します。

また、藤里町社会福祉協議会の協力を得て、地域の障害者を支えるボランティアの養成及び育成に努めます。

2 バリアフリー社会の推進

(1) 障害者に配慮したまちづくり

公共施設等の障害者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、身体障害者専用駐車場の確保に努めます。障害のある人が安全かつ容易に移動できるように、行動援護や移動支援事業の充実を図ります。

また、民間施設において、障害のある人が安心・快適に利用できるよう民間事業所等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

※公共施設：藤里町役場、藤里町総合開発センター、藤里町三世代交流館、
町民体育館、各地区会館、白神山地世界遺産センターなど

※移動支援事業（地域生活支援事業）：屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行う。

- ・個別支援型…ガイドヘルパーを派遣
- ・車両移送型…移送用車両により利用者の居宅と福祉サービス提供場所や医療機関との間を送迎

(2) 心のバリアフリー

障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちを実現するためには、町民一人ひとりが障害に対する正しい理解と認識を深めるとともに、ノーマライゼーションの理念を浸透させていく啓発活動を推進していく必要があります。

①町の広報紙やホームページ等をはじめ、あらゆる媒体を活用し、障害等について理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

②「障害者週間」や「人権週間」の周知度を高め、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。

③内部障害や学習障害、注意欠如多動性障害、自閉症スペクトラム症等の発達障害や精神障害等、まだ理解の進んでいない障害について理解の促進に努めます。

④障害や福祉への関心・理解を広めるために、社会福祉協議会と連携して、児童、生徒、地域における福祉教育を推進します。



3 情報アクセシビリティと意思疎通支援の充実

(1) 情報アクセシビリティの充実

障害のある人をはじめ、だれもが地域で安心・快適に暮らすことができるよう、町営住宅等におけるバリアフリー化を進めます。

また、居宅における日常生活を容易にするため、手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修の支援に努めるとともに、居宅に関する相談や情報提供に努めます。

※日常生活用具給付事業（地域生活支援事業）：転倒予防、立ち上がり補助、手すりの取付け、段差解消のためのスロープの設置及び住宅改修（用具等の設置に小規模の改修を伴うもの）

(2) 意思疎通支援の充実

町広報紙やホームページ、パンフレット、各種相談窓口等を通して、制度やサービスの適切な利用につながる情報提供を行います。

また、聴覚、言語・音声機能などの障害のため意思伝達が困難な人が、日常生活の中で必要な情報を受けられることができるよう、意思疎通支援事業の充実に努めます。



4 防災・防犯対策

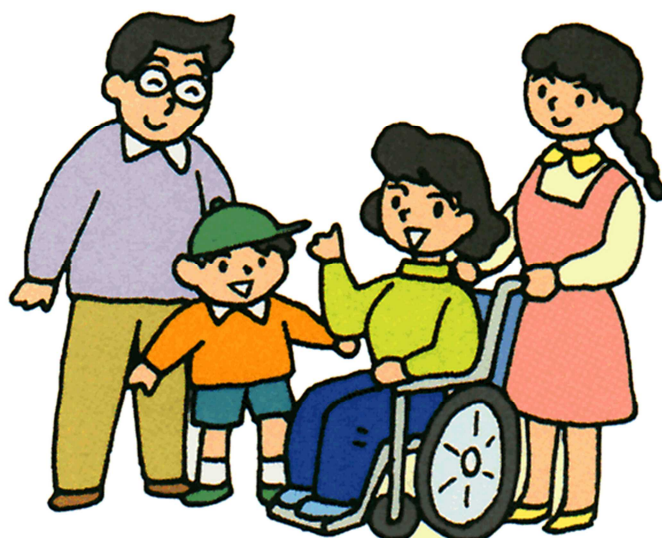
(1) 防災対策

防災訓練を通じて障害のある人を含め、地域住民の防災意識の向上を図ります。

また、町の防災計画に基づいた要援護者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図ります。

(2) 防犯対策

警察や防犯協会、ボランティア団体など、関係機関との連携体制を強化し防災ネットワークの確立に努めます。



5 障害福祉サービスの充実

(1) 相談体制の充実

障害のある人の相談については、相談内容が福祉・保健にとどまらず、教育・雇用・住まい・活動の場など多岐にわたっています。

本町では、社会福祉協議会や虹のいえ等による相談支援を行っています。今後も相談支援事業の充実、障害福祉サービスの利用促進、情報提供に取り組みながら、気軽に相談できる体制づくりを行うなど、相談相手のいない人の解消をめざします。

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

障害のあるなしにかかわらず、居住の場は生活するうえで欠かせないものです。何より生まれ育った地域や居住を希望する地域において暮らしていくことが、望ましいあり方ですが、現実には家庭での生活が叶わず、施設や病院での生活となっている状況にある人も少なくありません。

入所施設の入所者と退院可能精神障害者が、身近な地域で生活できるよう、地域移行を促進するとともに、居住の場としてグループホームなどの基盤整備を図ります。

(3) 障害児・医療的ケア児の療育支援

障害の早期発見・早期療養につながるよう、妊婦健診や乳幼児健診、学校における障害のある子どもの早期発見、早期療育に努め、成長に応じた指導・訓練の場を提供するとともに、家庭での療育を支援します。

(4) 障害の重度化・障害者の高齢化等への対応

在宅福祉サービスの充実、障害者の快適な地域生活につながるるとともに、介護する家族等の心身の負担緩和にも結びつきます。

障害のある人が日中において自立した生活を送るため、居宅介護（ホームヘルプサービス）・生活介護・自立訓練・療養介護・就労支援・放課後デイサービスの充実を図るとともに、各サービスの受け入れ体制を整えます。

また、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域生活支援事業の地域活動支援センターの充実を図ります。

- | | |
|---------|---------------|
| ・居宅介護 | (地域生活支援事業) |
| ・療養介護 | ・地域活動支援センター事業 |
| ・自立訓練 | ・相談支援事業 |
| ・生活介護 | ・日常生活用具給付事業 |
| ・就労移行 | ・移動支援事業 |
| ・就労継続支援 | ・日中一時支援事業 |

(5) 福祉用具等の利用支援

障害のある人へ必要な補装具費の一部を負担します。また、障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具について、給付等を行います。

※障害者補装具費支給制度：「障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの」として、補装具費の支給を行うもの。

(6) 権利擁護の推進

障害のある人やその保護者は、将来の生活維持や財産管理等の面について不安を抱いています。障害のある人の中で、判断能力が不十分な人への成年後見制度や、日常生活自立支援事業の制度の普及・啓発を図ります。

また、障害者手帳対象外の方で生活管理能力が不十分な方もいる実態があり、そういった障害者手帳の基準に該当しない方の対応等についても検討していきます。

(7) 虐待の防止

障害のある人への虐待等の相談・通報件数が県内において、近年増加傾向にあります。障害のある人に対する虐待の早期発見・未然防止のため、障害者虐待防止センターの体制整備、普及・啓発を図ります。

(8) 差別の解消

障害を理由とする差別的取扱の禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が盛り込まれた、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されました。

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

また、社会的障壁の除去、相談体制の整備に取り組みます。

日常生活自立支援事業

この制度は、障害により判断能力の十分でない人が安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの適切な利用についての情報提供や助言をしたり、日常生活に必要なお金の出し入れや公共料金等の支払いなどのお手伝いを行うものです。

利用を希望される方は、藤里町社会福祉協議会（電話：0185-79-2848）にご相談ください。

成年後見制度

知的障害者や精神障害者など判断能力が十分ではない人が、財産管理や契約などをする必要があるときに、本人に不利益な結果にならないように法律的に保護する制度です。本人の意志をできるだけ尊重しながら、成年後見人などが支援します。

◆訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、児童福祉法、地域生活支援事業

	サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり、常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	行動援護	知的障害者または精神障害によって、行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援助や外出時の移動等の支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に対して、外出時に同行し、必要な援助等を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
	生活介護	常時介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力のリハビリテーション等を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型は、就労移行支援事業を利用した人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援を行います。B型は、就労移行支援事業を利用したものの、企業等の雇用に結びつかなかった人や一定の年齢に達している人等に対して、就労の機会の提供等を行います。この場合、雇用契約は締結しません。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用して就業した人の就労を継続するため、事業所や家族との相談や連絡調整などの支援を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービス	施設入所支援	生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人、施設に入所している人に夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関等との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。
児童福祉法	放課後等デイサービス	児童を対象に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
地域生活支援事業	相談支援事業	障害のある人やその家族等のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能などの障害のため、意思伝達に支援が必要な方に、手話通訳等を派遣します。
	日常生活用具給付事業	重度の障害のある方に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付等を行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に、外出支援を行います。
	地域活動支援センター事業	日中の創作活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動の支援を行います。
	日中一時支援事業 (日中短期入所)	障害のある方等の日中における活動の場の確保と、障害のある方等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。
	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者で、成年後見制度の利用が必要な人に対して、利用のための支援を行います。

6 保健・医療等の推進

(1) 保健・医療サービス等の充実

障害のある一人ひとりの状況を把握し、適切なサービスにつなげていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な連携づくりと事業者等との効果的な連携体制づくりに努めます。

また、障害の予防と早期発見・早期対応を行うため、保健・医療の連携による心身の健康づくりを推進します。

(2) 精神保健福祉対策

年々増加する精神障害者や、頭部外傷や脳血管障害等の後遺症による高次脳機能障害への対応など、障害のある人が家庭や地域社会で安心して生活していくためには、地域移行を促す機関との連携体制の構築に取り組みます。

さらに、アルコールやギャンブル等の依存症の予防と治療に係る相談の質の向上を図るとともに、専門相談機関との整備に努めます。

(3) 発達障害への対応

発達障害は、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、早期支援、切れ目のない支援等の取組が推進されています。ライフステージに応じた切れ目のない支援が選択できるよう、相談窓口等に関する情報提供を行います。

(4) 難病等への対応

本町の実情に応じた相談支援等を行い、難病患者の方が適切な医療や医療費の軽減に関する制度等を推奨するなど、継続して治療を受けられる環境を整備します。



7 社会的・経済的自立の支援

(1) 総合的な就労支援

働く意欲をもつ障害のある人の中には、就労に対して不安を持っている人もいるため、障害者就業・生活支援センターでは、就職を希望する障害者等に対し、基礎訓練・職場実習等の就職に向けての相談やお仕事を続けていくための生活支援を行い、障害のある方の雇用や就労の推進を図ります。

また、就労を目指す精神に障害のある人に対しては、ハローワークと連携し、職場実習を活用した就労支援を推進します。

(2) 経済的自立の支援

障害のある人が暮らし慣れた地域で、標準的な自立生活を送るにあたっては、経済的自立を支援し、生活の安定を図るための基盤づくりが重要です。

障害のある人が受けられる各種医療制度や手当について、より多くの方へ情報を提供できるよう、町ホームページ等の定期的な整備を行うことにより、最新の情報を周知し、制度の利用環境の充実を図ります。

〈主な制度〉

- | | |
|------------|------------|
| ・ 有料道路割引制度 | ・ 特別障害者手当 |
| ・ 税金の減免 | ・ 障害児福祉手当 |
| ・ NHK受信料免除 | ・ 特別児童扶養手当 |
| ・ 旅客運賃の割引※ | ・ 福祉医療制度 等 |

※旅客運賃の割引については、所持している手帳を運転手へ提示、また、詳細については各会社へお問い合わせください。

(3) 障害のある人の家庭への支援

経済的問題や肉体的・精神的な疲労が蓄積されるような懸念を解消するため、各家庭にあった支援事業等の提案や町内関係機関との連携を強化します。

また、児童発達支援事業所や放課後デイサービス等の利用環境の整備に努めます。

8 文化芸術及びスポーツ活動等

(1) 文化芸術・レクリエーション活動の推進

障害のある人が文化活動やレクリエーション活動へ参加することは、社会参加を促進する意味からも、また、生活の質の向上やゆとり・うるおいのある生活を送るためにも重要です。

- ①障害のある人や障害者団体などによる、芸術・文化活動への取り組みを支援します。
- ②講演会や芸術活動等においては、手話通訳などのボランティアを派遣し、参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③障害のある人や障害者団体が、気軽に文化活動やレクリエーション活動を行えるような場所の提供に努めます。

(2) スポーツ活動の推進

障害があっても気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、情報提供や支援体制づくりに努めます。本町においては、障害者団体による秋田県障害者スポーツ大会をはじめ、各種スポーツ大会への積極的な参加により障害者の社会参画が促されています。

- ①障害のある人のスポーツ大会の開催や全国大会への派遣を支援します。
- ②障害者スポーツの振興を図るため、秋田県障害者スポーツ協会の協力を得ながら、スポーツに親しむ機会を確保します。
- ③スポーツ活動は、参加者の高齢化が進んでいますので、若者が参加しやすいしくみについて検討します。

全国障害者スポーツ大会

平成13年より「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合された大会として、その年の国体開催県において開催されます。

競技種目は、団体競技が車いすバスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、フットボール、グランドソフトボール、バスケットボールの7種目で、個人競技は、陸上、卓球、フライングディスク、水泳、ボウリング、アーチェリー、ポッチャの7種目となっています。

(3) 障害を通じた多様な学習活動の充実

障害のある人の将来への不安を軽減し、人生をより充実したものにする事へ繋げるために、身近なレクリエーションやプログラムの情報提供を強化し参加を促すことで、仲間とともに楽しみながら成長していくことを推進します。

第4章 計画の推進体制

1 町民の理解と協力のもとに

この計画の推進にあたっては、障害のある人をはじめ、町民一人ひとりの参画と協力が必要です。

このため、町は、様々な機会を通して、町民にこの計画に対する理解が得られるよう働きかけるとともに、集いの場等を活用して町民から意見・提言を汲み上げながら目標達成に向けて、町、町民、県、関係団体が一体となって取り組みます。

2 関係機関との連携

本計画を推進するにあたっては、障害のある人一人ひとりのニーズに応じた適切な対応を図る必要があることから、保健・医療・福祉などの関係分野間の連携を密にするとともに、県やサービス事業者、支援団体、ボランティア、地域住民などとも連携を図りながら計画の総合的な実施に努めていきます。

また、地域自立支援協議会を活用し、連携・協働体制を深めるとともに会の充実強化を図り計画を推進します。

3 計画の進捗管理

この計画の進行管理は、本計画に掲げた施策が着実に実施できるよう、進捗状況を点検し、地域における関係者等の意見を踏まえ、関係部局と連携しながら、適切に行っていきます。

第5章 資料編

1 藤里町障害福祉計画（第7期）の障害福祉サービス見込量

障害者総合支援法及び児童福祉法における国の基本指針を踏まえた方針・目標とこれまでの実績、障害者等ニーズを基に活動指標として令和8年度までの見込量を設定しています。

①訪問系サービス（月あたり）

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護（※） 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	日	62（9人）	62（9人）	62（9人）

②日中活動系サービス（月あたり）

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
療養介護	人	0	0	0	
生活介護	日	683（34人）	683（34人）	683（34人）	
自立訓練（機能訓練）	日	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	日	8（1人）	8（1人）	8（1人）	
就労移行支援	日	0	0	0	
就労継続支援（A型）	日	16（1人）	16（1人）	16（1人）	
就労継続支援（B型）	日	166（9人）	166（9人）	166（9人）	
短期入所	日	43（3人）	43（3人）	43（3人）	
障害児	放課後等デイサービス	日	31（2人）	31（2人）	31（2人）
	児童発達支援	日	2（1人）	2（1人）	2（1人）

③居住系サービス（月あたり）

サービス体系	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	23	23	23
共同生活援助（グループホーム）	人	7	7	7
宿泊型自立訓練	人	0	0	0
自立生活援助	人	2	2	2

④相談支援（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	35	35	35
障害児相談支援	人	3	3	3

⑤日常生活用具給付事業（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付事業	件	108	108	108

⑥移動支援事業（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	時間	0	0	0
車両移送型	時間	89（4人）	89（4人）	89（4人）

⑦地域活動支援センター事業（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
創作・生産活動	回	6（13人）	6（13人）	6（13人）

⑧日中一時支援事業（年間）

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	回	161（1人）	161（1人）	161（1人）

⑨その他事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業

2 各種障害者手帳で受けられる主なサービス

サービス種類	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	内容等
福祉医療 (マル福)	○ (65歳未満) 1～3級 (65歳以上) 1～6級	○ A判定	○ 1級かつ自立支援医療(精神通院)を受給している方	医療費の助成 ただし、入院時食事療養費に係る自己負担分は助成対象外
特別障害者手当	○	○	○	重度障害をもつ在宅の方(ほぼ全介助を要する方) ※手帳所持者以外でも要件に当てはまる場合は受けられます。
税金	○	○	○	障害者本人又は障害者を扶養している方
自動車税 自動車取得税	○	○ A判定	○ 1級	
NHK受信料	○	○	○	要件により全額免除又は半額免除
有料道路	○	○		要件あり(本人運転の場合、本人以外の運転の場合)
秋北バス運賃	○	○	○	等級により本人のみ又は本人及び介護者半額
タクシー運賃	○	○	○ 一部事業所除く	秋田県ハイヤー協会加入タクシー会社適用運賃から1割引
JR乗車券	○	○	○	半額 第一種…本人と介護者 第二種…本人のみ片道100kmを超えるとき
航空運賃	○	○	○	詳細は航空会社へ
携帯電話	○	○	○	詳細は携帯電話会社へ

※この他にも本町には、補装具費の支給、日常生活用具の給付、居宅整備への助成、自立支援医療などの制度があります。

3 用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

製品やサービス等を誰もが平等に利用しやすい状態を指す。

【うつ病】

気分がひどく落ち込む、何事にも興味を持たない、おっくう、なんとなくだるい等において強い苦痛を感じ、日常生活に支障が現れるまでになった状態。

【NPO（民間非営利組織）活動】

民間団体が行う営利を目的としない自由な社会活動。

※NPO法人→NPO活動を支援する法律「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、法人格を取得した組織（団体）。法人化することで、法人名

か行

【学習障害】

読むことや内容を理解すること、書くことや数の理解等の難しさなど、学習における技能に困難さがみられる障害。

【グループホーム】

地域にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）で、数人の障害のある人が共同で生活する形態で、専任の世話人が食事や日常生活に必要なサービスを提供する。グループホームは、知的障害者グループホームと精神障害者グループホームがある。

【コミュニケーション】

思想・感情などを伝え合うこと。その手段としては、ことば・身ぶり・文字・絵などさまざまなものが使われる。

さ行

【身体障害者手帳】

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は1級から6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に分けられる。

【心理的バリア】

心ない言葉や視線、障害のある人を守るべき存在として捉える等の意識上の障壁のこと。

【精神障害者保健福祉手帳】

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事および指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の両面から総合的に判定される。

【精神障害】

精神や行動における特定の症状を呈するうえでの機能に障害を伴っている状態。統合失調症やてんかん、依存症、高直脳障害などがある。

た行

【通院医療費公費負担制度】

障害者自立支援法第58条に基づき、自立支援医療（精神通院医療）について、原則10%を本人が負担し、残りを健康保険と公費で負担する制度。

な行

【内部障害】

身体障害の一種類で、呼吸機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、肝臓障害がその障害範囲。

【ニーズ】

必要性、要求。

【ネットワーク化】

単独で活動していた機器や人、組織などを相互につなげ、情報や依頼などをやりとりできるようにすること。

【ノーマライゼーション】

どのような障害があっても特別視されることなく、個人として社会に参加し、行動することがあたりまえの社会であるという考え方。

は行

【バリアフリー】

障害のある人の社会参加を困難にしている物理的な面、制度的な面、心の面等のすべての障壁（バリア）をなくすこと。

【ホームヘルプサービス】

在宅で生活している障害のある人がホームヘルパーから受ける、身体介護、家事援助、見守り等の支援サービスをいう。

ら行

【ライフステージ】

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けた段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

【リハビリテーション】

障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

【療育手帳】

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）があります。

4 藤里町障害者計画策定委員会委員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
障害者支援施設虹のいえ 理事長	桜 田 星 宏	障害福祉 サービス事業者
藤里町社会福祉協議会 事務局長	門 田 真	
藤里町身体障害者協会 会長	山 田 昭 一	関係団体
藤里町手をつなぐ育成会 会長	佐 藤 秋 廣	
藤里町社会福祉協議会	村 岡 佐由里	精神保健福祉士
心といのちを考える会 会長	袴 田 俊 英	地域の福祉団体
藤里町ボランティア団体連絡協議会 会長	佐々木 田鶴子	
藤里町民生児童委員協議会 会長	桐 越 博 樹	
藤里町役場 保健師	石 田 郁	保健・医療

障害のある人も ない人も 共に生きる

藤里町障害者計画

令和7年3月発行

発行編集

藤里町 町民課

〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
TEL 0185-79-2113
